

議案第73号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年9月17日

三朝町長 吉田秀光

平成11年9月27日原案可決
三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和42年三朝町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 国土調査法に基づく土地情報データ交付

平板図形	1件につき	1,000円
地積測量図	1件につき	1,000円
集成図	1件につき	1,500円
一筆図形	1件につき	500円
筆界点座標値	1件につき	500円
三角点網図・座標値	1件につき	500円
多角点網図・座標値	1件につき	500円

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。